

# 会報 ながの

第176号  
平成21年 秋



長野県土地家屋調査士会



## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命  
不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。
2. 公 正  
品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

### 表紙写真の説明 『調査士制度60周年記念』

8月8日、世界測地系第 系原点標識設置記念式典が開催されました。

(本文記事 2ページ)

(会報編集委員 北澤 正夫 撮影)

## 目 次

長野県土地家屋調査士会60周年記念事業 .....	広報担当副会長	上 島 孝 雄.....	2
第55回関東ブロック協議会総会の報告 .....	業務研修部次長	菅 沢 徹 夫.....	4
総務部からの報告 .....	総務部長	荒 井 正 行.....	5
業務研修部の報告 .....	業務研修部長	芦 澤 文 博.....	6
オンライン申請に関するアンケート結果報告と			
促進計画について .....	業務研修部理事	海 野 正 寿.....	8
財務部からの報告と雑感 .....	財務部次長	中 塚 憲.....	11
広報部からの報告 .....	広報部長	松 本 誠 吾.....	12
黄綬褒章を受章して .....	長野支部	小 出 國 正.....	16
平成21年度の第1回会員研修会 .....	業務研修部理事	丸 山 和 重.....	17
各支部の動き			
最近の長野支部の活動 .....	長野支部	平 井 克 尚.....	18
平成21年度 第1回支部研修会について .....	飯山支部	小 林 敏 則.....	19
支部研修会の開催報告 .....	上田支部研修担当	蓑 輪 晴 夫.....	20
伊那支部研修会報告 .....	伊那支部副支部長	宮 脇 正 志.....	22
新入会員ブロック新人研修会報告 .....	飯田支部	仲 田 かおり.....	24
	飯田支部	早 川 嘉 幸.....	24
	長野支部	品 田 尚 志.....	26
日調連 第24回 写真コンクール 入賞作品紹介 .....	松本支部	太 田 正 人.....	27
	松本支部	古 幡 琢 助.....	27
『調査士の経験談シリーズ』 第3回目 .....	長野支部	松 永 宏 樹.....	28
お知らせコーナー .....			30
会 務 日 誌 .....			35
会 員 の 動 静 .....			38
俳 句 .....	長野支部	武 田 代 栄.....	39
詰 将 棋 .....	長野支部	北 原 匡 尚.....	39
編 集 後 記 .....			40

# 長野県土地家屋調査士会60周年記念事業 (世界測地Ⅷ系原点基準点設置)



## 1, はじめに

平成14年に行われた測量法の改正(日本に於ける測量の世界測地系移行)により定められた世界測地(8)平面直角座標系(新潟県、山梨県、静岡県、長野県が入ります)の原点が長野県南佐久郡南牧村内の一般国道141号、市場交差点横のマレットゴルフ場内にあり、本会では一年前ですが土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として原点位置に標識の設置を行うとともに、説明が記載された石碑の建立を、南牧村主催により長野県土地家屋調査士会、長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の共催で行いました。

(土地家屋調査士会報2009年5月号 .628参照)



## 2, 原点位置標識設置作業

原点位置標識設置作業については、長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の三原雅副理事長中心に会員で行いました。その観測設置経過については別途報告のとおりです。

## 3, 記念式典、祝賀会

平成21年8月8日8時から記念式典を現地にて行いました。前日の夜は雨でしたが、当日は曇りで時折日がさす、盛夏なのに暑くもなく南牧村・野辺山高原らしい心地よい日になりました。

祝賀会・式典の進行は、下記のとおりでした。

広報担当副会長 上 島 孝 雄

## 第 系祝賀会

8月7日 祝賀会

午後5時30分 受付

午後6時00分

### 1. 開会の言葉

南牧村副村長 高見澤 英範様

### 2. 主催者挨拶

南牧村村長 菊池 幸彦様

長野県土地家屋調査士会会長 宮下照也

社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査

士協会理事長 塩川 豊

来賓挨拶

国土地理院関東地方測量部長

松村 正一様

南牧村村議会議長 依田 利男様

日本土地家屋調査士会連合会会長

松岡 直武様

(株)ニコン・トリンプル 代表取締役社長

丹澤 孝様

### 3. 乾杯の音頭

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡

協議会会長 鈴木 洋美様

### 4. 祝電披露

5. ・村の伝統芸能 太鼓、踊り

・観測状況報告

### 6. 御礼の挨拶

南牧村教育委員長 嶋崎 直人様

### 7. 御礼の万歳

菊池運輸(株) 代表取締役 菊池 八郎様

来賓への返礼万歳

社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査

士協会名誉理事長 松澤 藤男

### 8. 閉会の言葉

長野県土地家屋調査士会名誉会長

小出 國正

午後8時00分 閉会

## 記念式典次第

8月8日 記念式典

午前7時30分 受付

式 典

午前 8 時00分 開会

1. 開会の言葉  
南牧村副村長 高見澤 英範様
  2. 測量標使用開始式（くす玉割り）  
参加者名紹介  
午前 8 時08分花火と共にくす玉割り
  3. 記念碑除幕式（除幕式）  
参加者名紹介
  4. 花火と共に除幕
  5. 主催者挨拶  
南牧村村長 菊池 幸彦様  
長野県土地家屋調査士会会長 宮下 照也
  6. 来賓挨拶  
国土地理院関東地方測量部長 松村 正一様  
長野地方法務局長代理佐久支局長 曲淵 公一様
  7. 閉会の言葉  
社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 塩川 豊
- 午前 8 時30分 終了

記念式典には、

- |               |        |
|---------------|--------|
| 連合会会長         | 松岡 直武様 |
| 連合会名誉会長       | 西本 孔昭様 |
| 連合会常任理事       | 藤木 政和様 |
| 連合会常任理事       | 小林 昭雄様 |
| 関東ブロック協議会会長   | 椎名 勤様  |
| 関東ブロック協議会名誉会長 | 関 延之様  |
| 神奈川会会長        | 海野 敦郎様 |
| 埼玉会会長         | 宮田 精一様 |
| 群馬会会長         | 小保方廣幸様 |
| 静岡会会長         | 木村 保成様 |



栃木会会長 高村 利夫様  
山梨会会長 市川 哲郎様  
新潟会会長 阿部 春男様  
奈良会会長 志野 忠司様  
全公連会長 鈴木 洋美様

はじめ多くの会員の皆様の出席を頂き、大変ありがとうございました。

4,これから  
南牧村は、この原点を「日本のおへそ」と銘打って一般的に知られていない系原点の意味・役割をゆとり教育の一環又測量関係者の利用など、機会がある毎に発信地点として行きたいとの事です。  
本会、公嘱協会も今回の記念事業は、土地家屋調査士の仕事の一端を一般に知ってもらう良い機会になりました。土地家屋調査士発祥の地である長野県土地家屋調査士会として公報活動の一環として大切にしていきます。



## 第55回関東ブロック協議会総会の報告



業務研修部次長 菅 沢 徹 夫

平成21年 7月12日～13日千葉

県幕張の「ホテルニューオータ

ニ幕張」に於いて、日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会の総会が開催され、長野会より、関東ブロック監事の小出前会長、宮下会長、上原、上島、芦澤副会長そして、松本部長、荒井部長、連合会理事の中塚次長と私、都合9名の参加となりました。東京駅から千葉へ向かう途中の電車で、連合会の松岡会長がおそらく飛行機で羽田に下り途中から電車に乗ったのでしょうか、我々の車両にひょっこり乗ってこられました。席を譲り合っている内に、私の隣に座ることになりました。内心「こまったなー！」と思いましたが、このときとばかり、昨年認定調査士に関する研修会に参加した私は、そのことについて、どうしても会長のご意見を伺いたいことがありましたので、話し始めましたら、30分ほどでしたが、あっという間に千葉に着いてしまいました。

そんなハプニングもありましたが、総会では20年度の会務および事業報告がされ平成21年度の事業計画も多数の意見が出る中、満場一致で可決されました。

21年度の事業計画は以下のとおりです。

- 1 会長会議、正副会長会議の実施
- 2 関ブロ内日調連役員、公嘱理事長、政連会長との打合会の実施
- 3 各担当者会同の実施
- 4 新人研修会の実施
- 5 土地家屋調査士特別研修の支援
- 6 関ブロゴルフ大会の実施
- 7 日調連との連絡、協調
- 8 その他、本協議会の目的達成に必要な事項

また、本年は、役員改選の年でありましたが、千葉会の椎名会長が関東ブロックの新会長に選出され、無事に総会が終了いたしました。

翌日は、ゴルフに参加された人々と、観光に参加された皆さんとに別れそれぞれ初夏の千葉を満喫して帰路に着きました。





## 総務部からの報告

総務部長 荒井 正行

前期に引き続きまして総務部長を務めることになりました。2年間よろしくお願ひいたします。

今回は、総務部の事務の内容につきまして会員の皆様にお知らせしたいと思ひます。

まず、総務部の担当は、上原副会長（長野）、前田理事（佐久）、竹内理事（松本）、武井理事（諏訪）、私荒井（長野）の5名となっています。

総務部の事務は、皆様の日々の業務に直接的に係わる案件は、少ないと思ひますが、本会会則を始めとし、関係法令の改正に伴う本会の諸規程の見直し等を行い現状に適合するよう改正等の対応を図る重要な分野を受け持っています。

ところでこのところ、調査士業務に関してさまざまな新たな方針が打ち出され、その対応を早急に迫られることもあり、従来はある程度の時間的余裕があったのではないかとと思ひますが、現在は、情報量も多量ですのでその処理に苦慮することもある昨今です。このような中、日々対応しなければならぬこと、ある程度の時間をかけて検討をおこなわなければならないこと、各理事は、担当分野を定めて事務を進めているところです。これは、総務部に限らず本会各部においても当てはまることと思ひます。

現在具体的に取り組んでいる件は、「みなし退会」、「会員情報の管理並びに公開に関する規程」、「証紙貼用規程」、「職印証明書請求手続規

程」、「職員就業規則」等であり、他法令、会則・規程等との整合性を踏まえ進めているところです。

総務部会は、年間7回から8回を予定しています。この部会に上記等の事項及びその都度の懸案事項を含め協議し、審議を要する事項については、理事会に提案し、議決を経て、規程の改正、各種伝達等の対応を行います。

これらの事務を行っていく上で各支部長の方々には何かとお願ひすることがあり、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

総務部管轄の委員会ですが、「境界情報管理センター」があります。各委員の皆様には、大変ご苦勞いただいております。今後、業務の中でさらに活用されるようになってくると思ひます。

次に、苦情処理委員会は、本年度規程を一部改正し、県下4ブロックから各1名と総務部担当副会長及び総務部長の6名で構成されました。

最近になって、苦情申出が続いて数件あり、委員会も開催されております。

調査士の職責を果たし、慎重に業務を進めて行かなければならないと改めて感じた次第です。

総務部の事務、管轄の委員会につきましてその概略を報告させていただきました。

今後共、会員の皆様には、総務部の事務に関しまして、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。



## 業務研修部の報告

業務研修部長 芦澤 文博

業務研修部の今年度の活動が始まって、4ヶ月が経過しました。

今までに、7月8日の全体研修会の開催、オンライン申請に関するアンケート調査等を行いました。又昨年度試行したCPD制度の本格的な運用を実施しています。

業務研修部の事業について、現在の状況と今後の方針等について説明いたします。

### 1、オンライン申請促進について

会員のオンライン申請についての意識と利用状況を把握し、今後のオンライン申請促進に資するため、アンケート調査を実施しました。それによると、各支部によってばらつきはあるものの、全体では約25%が既にオンライン申請を行っています。又、会員の約60%が「オンライン申請をしようと思う」と回答しています。

来年から保存登記の登録免許税軽減措置を受けるためには、表題登記のオンライン申請が条件となることが理由のひとつとして考えられますが、多くの会員がここにきてオンライン申請に関心を持ってきています。

現在、各支部において実際にパソコンを操作

しながら、マンツーマンで実践的な研修が積極的に行われており、成果があがっていると聞いています。

本会としては、昨年に引き続きオンライン申請促進委員会において、オンライン申請の啓発、ホームページ等による情報提供 問題点や疑問点等の集約及び改善策等の発信

研修会の方針・方法等の検討及び実施と講師の派遣等でサポートする体制を整え、会員の手助けをしていきます。

### 2、研修会について

今年度第2回目の全体研修会を11月17日に計画しています。

テーマは、「民法と民事訴訟法について」及び「ADR認証による一般調査士の役割」で、講師に弁護士の相馬先生を予定しています。また、我々の日常業務における諸問題について、相馬先生に分析・解説していただくという研修も検討中です。そのほか、今後の全体研修会の内容としては、国土地理院の職員による出前講座、法務省民事局長の講演、現役土地家屋調査士による調査士の将来と展望等についての講演

等検討中ですが、会員の皆さんからも研修会テーマについての要望・提案をお寄せ下さい。より充実した有意義な内容で実施できるように計画していきたいと考えています。

技術面の研修として、日調連、日本測量協会の測量技術講習会がここ3年開催されましたが、会場が遠方のため参加しにくいのが実情です。今後本会としては、先日設置した第1系基準点のある南佐久郡南牧村を研修会場とする、長野会独自の測量技術研修会の実施について可能性を探っていきます。

### 3、CPDについて

本年第1回目の研修会、及び既に行われている支部研修会においてCPDポイント制度を運用しています。当面カードによる方法で、ガイドラインに沿った運用管理を行っていきます。ポイントの管理方法や公開についての規則等の検討が今後の課題です。

### 4、調査・測量実施要領について

これについては、今年度の総会で本会会則92条への位置づけが承認されました。

この要領は、我々の業務の指針となるもので、不動産登記規則第93条調査報告書や報酬の問題と密接な関係があり、今後も継続的に研究、研修等行っていく必要があります。

オンライン申請で会員からの提言の多い不動

産登記令13条の添付情報についても、93条調査報告書の内容の充実と信頼性を高めることにより、いずれは93条調査報告書をもって添付情報に替えるようにするのが調査士会の目標です。未だ93条調査報告書に対する考え方、内容に会員間でばらつきがあり、このままでは調査報告書に対する法務局の信頼を得ることも難しいと思われます。オンライン申請推進と並行して啓発していく必要があると考えます。

この他にも、境界鑑定委員会、表示登記研究委員会が業務研修部の所管となります。

今の厳しい社会情勢の中にあって、各会員や調査士会も厳しい業務環境にあります。

このような時だからこそ、何故この事業を行うのか、なにが必要とされているのか、事業の基本と本質を常に考えながら進めたいと考えます。

平成21年・22年の業務研修部は、菅澤徹夫次長（大町支部）、佐藤恵明理事（長野）、海野正寿理事（飯山）、蓑輪佳明理事（上田）、金田政孝理事（飯田）、丸山和重理事（松本）と私の7名で担当します。少しでも皆さんの業務に役立つことのできるよう、一同がんばって進めていくつもりでいます。今後2年間、会員のみなさんからの多くのご意見と、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

# オンライン申請に関するアンケート結果報告と 促進計画について

業務研修部理事 海野正寿

先に実施したアンケートにつきましては会員の皆様ご協力ありがとうございました。

集計結果をもとに業務研修部として今後の促進計画にいかしていきたいと考えています。

## アンケート実施期間

平成21年7～8月 長野支部については別途独自アンケートを実施

## 集計結果について

別表参照 回答率 72%

登記情報提供サービスの利用状況、オンライン申請実施状況

約10%が利用するつもりないの回答。約90%は申請済か申請に前向き。

オンライン申請内訳

約25%は乙号申請済、甲号申請済はその約半数全体の13%にとどまる。甲号申請のうち添付情報付は全体の5%に満たない。乙号申請はしても甲号申請に至っていない状況にある。

環境設定

設定済の割合、サポート希望は支部間にはばらつきある。環境設定済であるが申請未経験者の割合も多い。

意見等

完全オンラインに至らない現状では申請に消極的意見がある半面、建設的積極的意見も多数寄せられた。

## 業務研修部オンライン申請促進委員会促進策

普及啓発

オンライン申請の必要性、メリット、資格者代理人としての義務の自覚

情報提供

法改正等申請利用促進策、新オンライン申請システムの動向、ソフト情報

利用者支援

・具体的不満点や不具合情報の把握と解消支援・法務局と協議、提言

研修の実施

支部研修の支援 指導者研修

達成目標 登録免許税の特例措置の施行される来年1月1日までの目標

第一ステップ **オンライン・甲号 特例方式**による申請情報のみ送信

平成21年12月末まで

申請率80% ICカード取得率100%

ICカードを取得していない方は今すぐ手続きをお願いします!!

紙申請を選択されている方も ICカードだけは備えを。オンライン移行への第一歩です。

オンライン申請促進委員会HPをご活用ください。

必見情報満載。リンクページでたいていの疑問は解決できるはずです。

それでも解決できない問題・トラブルは支部を通じてオンライン申請促進委員会へ。

オンライン申請に関するアンケート集計表

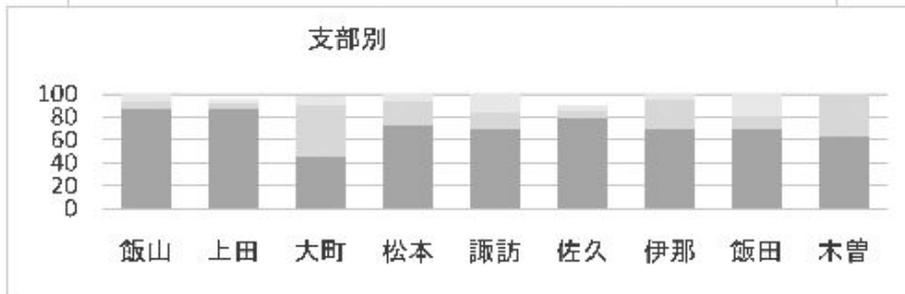
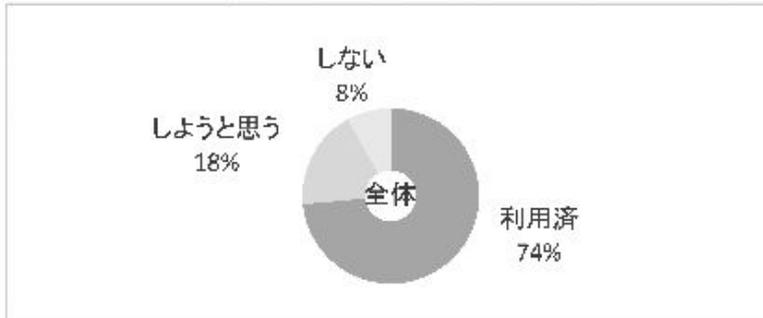
業務研修部

支部名 飯山・長野・上田・大町・松本・諏訪・佐久・伊那・飯田・木曾 (9/末 最終集計)

支部名	飯山・長野・上田・大町・松本・諏訪・佐久・伊那・飯田・木曾
実施日	
会員数	453
回答数	326

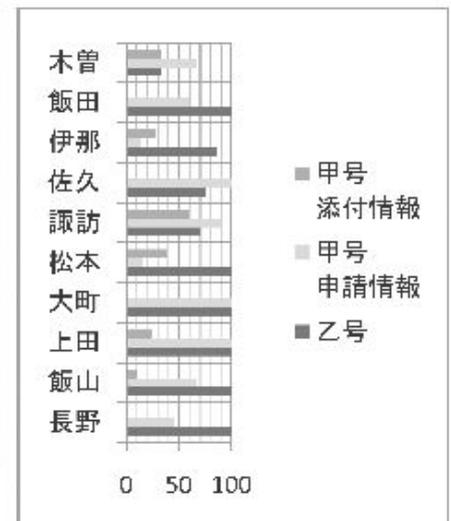
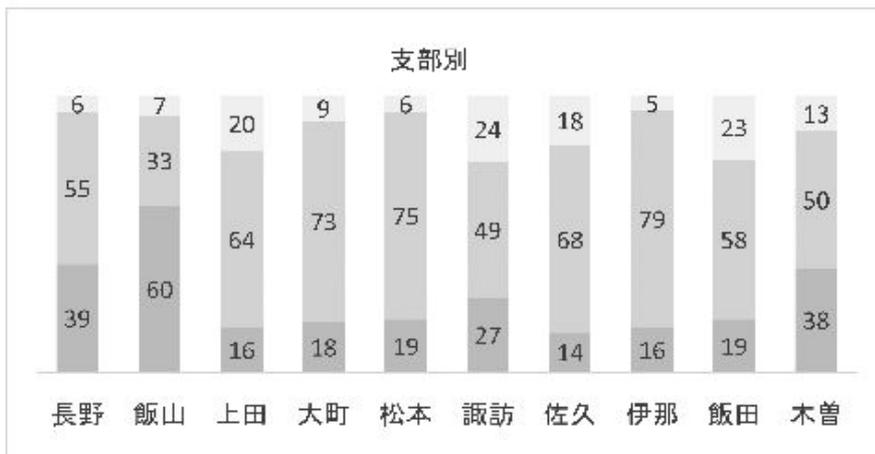
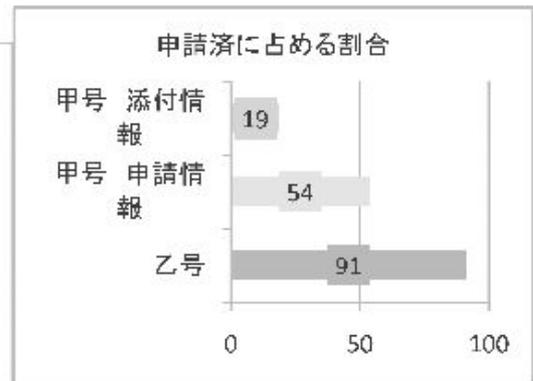
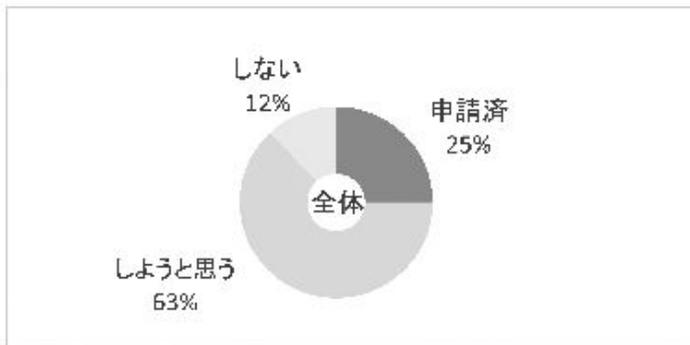
回答率 72%

設問1  
登記情報サービス



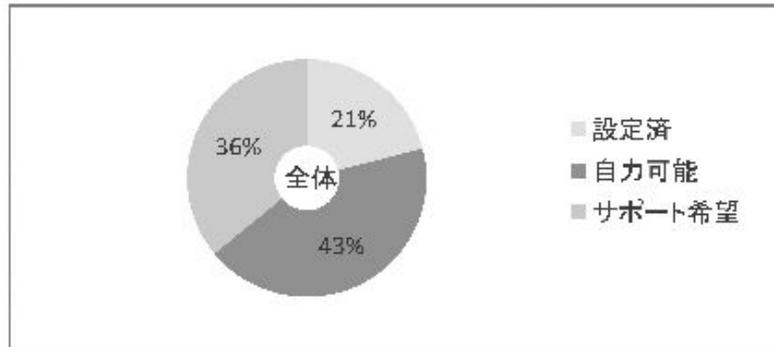
※長野支部を除く

設問2  
オンライン申請

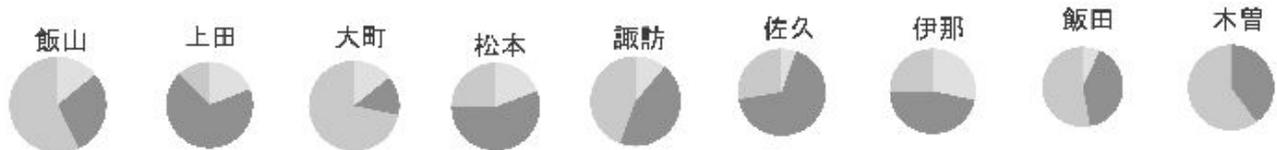


※長野支部は甲号・乙号のみの回答

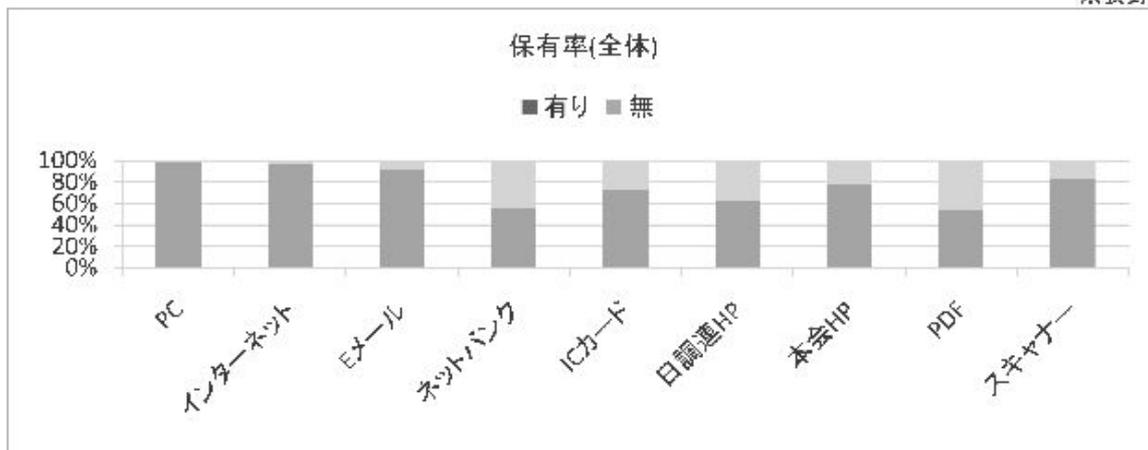
設問3  
環境設定



※未申請者に占める割合



※長野支部を除く



設問2 しない理由

- ①・近く退会(廃業)予定 ・高齢のため
- ②・事件数が少ない ・設備投資しても回収の目途が立たない
- ③・MacOSに対応していないから
- ④・登記所が近いから ・手間がかかる ・面倒

設問15 意見等

しない理由

- ①現行で旧システムトラブルや不具合に不安あり
- ②中途半端なもの出来るだけやりたくない ・使いづらい
- ③オンライン原本提示でメリットを感じず。完全オンラインになれば積極的に利用
- ④登録免許税の減税は法の下に平等に反する
- ⑤原本提出があるから ・オンラインにする意味がわからない

質問・意見

- ①表示に関する登記を完全オンライン化できる「仕組み」を構築する必要あり。努力や働きかけ、研究必要
- ②会員、法務局もわからないことが多い ・意見要望等を双方で打ち合わせる機会必要
- ③原本提示の扱いが登記所窓口で周知されていない ・申請情報のみで調査開始されるか？
- ④申請のメリットを感じなかったが保存登記に影響があり今後は申請せざるを得ない
- ⑤早期の完全オンライン化システムの実現を望む
- ⑥最初は大変だが覚えれば自動的に操作できるようになると思う
- ⑦法律家であると同時に技術者である調査士がオンライン申請に消極的なのはおろずべきこと
- ⑧メリットがないと考えるのは、そのこと自体が勉強不足。調査士の未来を自ら狭めている。



## 財務部からの報告と雑感

財務部次長 中 塚 憲

財務部から報告を致します。

5月22日の総会から4ヶ月、予算の執行状況からみると、長野会は会および各部の事業計画を着実に実行しています。大きな事業としては7月8日の研修会、8月8日の60周年記念事業「系原点設置・除幕式典」を終えたところですが、今年度の折り返し点はもう少し先、引き締めるべきところは引き締め、必要なところにはできるだけ、を基本方針として、今後も対応してまいります。

財務部としては、総務部の指導、協力を得て、懸案であった旅費規程の再検討を行い、8月28日の理事会で承認を受けました。(ホームページ参照)慣例で行っていたことを見直し、明文化することで会計の透明化を図ったもので、同様に会計規程の整備も進めています。

さてご承知のとおり、調査士会の主な財源は会費です。そこで昨年度の決算から、少しおさらいをしてみますと...

皆さんからいただいている会費は、会の収入の約8割を占めています。昨年度の決算では、年収約8,350万円のうち、月額会費で7割弱、比例会費で1割弱。残り2割強の内訳は多い順

に繰越金、財政調整金が1割4分、雑収入、事務受託金、公嘱協会の会館使用負担金、入会金が約6分という内訳になっています。

会費と入会金のうち15%は支部に交付されません。また会費収入の約15%は連合会会費、関東ブロック会費、大規模災害積立金の負担金として、本会の会計を「通過」していきますので、実質的には最大の収入源である固定会費の、およそ7割が長野会の運営に充てられていることになります。それでも会の収入の半分は、皆さんの会費で支えられています。

このように見えてくると、連合会も支部も含め調査士会は、会員一人一人によって成立していることがよくわかります。法によって設立が義務づけられた強制会ですが、運営の費用は自分たちで工面しなければなりません。制度全体を自腹で賄っているといってもいいでしょう。

財務の役員として引き締めるべきを引き締めるは当然のこととして、会員数の増加や会員の仕事の安定に向けて、会として何ができるのか、事業を検討する必要を感じています。

このことは全体の課題もありますので、会員みんなで考えていきましょう。



## 広報部からの報告

広報部長 松本 誠吾

このたび広報部を担当することになりました。よろしくお願いいたします。

スタート早々2ヶ月後に迫る8月7日、8日開催の南牧村「世界測地系第一系原点標識設置」事業が広報部担当とのことで、何から手をつけたら良いのやら困り果てていたところ、県公嘱協会強力メンバーの日々地道な準備により合流ができ、本会新メンバーでの実行委員会の立ち上げが即出来たことから、全員参加型での記念式典を成功裏に終了できました。自己の業務を置き、遠路何度も設置、会場準備のため現地へ赴いていたスタッフ各位には頭が下がります。ありがとうございました。

ハヶ岳の麓、野辺山のロケーションは軽井沢にも引けをとらない日本有数のリゾート地で、また予想を超えたそうそうたるご来賓をお迎えし、改めて内容が高水準、トップクラスの事業であったものと確信できました。後段、にわか勉強ですが「第一系原点」について私なりにまとめた事を簡単に紹介させていただきます。

さて広報部の21年度事業計画は 会報の編集・発行、ホームページの充実、制度啓蒙・広報活動の実施、無料登記相談会の実施、とさっぱりしたのですが1つ1つにボリュームがあります。また掘り起こせば起こすほどやりたい事が出てきてしまうので、心して先ずは欲張らず「出来ることから始めよう」と思っております。

### 会報編集・発行について

現在年4回の発行し、編集委員会を設置しています。委員は広報部員及び招集回数が多いため、北信地区から2名の委員をお願いしています。任期は2年間ですが編集手法の伝達のため1年ずらし交替しています。編集委員長は北澤理事となりました。構成、原稿依頼、編集と形にするまでに2ヶ月の期間を費やしています。皆様にお願ひします原稿は会報の主役です。原稿依頼が届きましたらご協力の程宜しくお願ひをいたします。

### ホームページ作成・編集について

IT委員会が設置されています。今年度2度のIT委員会を行い「インターネットは会員への最速の伝達手段であり、リアルタイムな情報伝達に欠かせないものである」と皆で再確認をしました。本会ホームページは委員3名の手で構築されています。内容は細かく配分されていて、中身の濃さに改めて驚かせれました。担当になる前は覗いては他人事に無責任評論をしていましたが、今、生き物のごとく大切さを感じ、友のように愛着を持って接しながら、我ら助っ人、知恵袋として役立てて頂けるようリニューアルを行っている最中です。ちょこちょこ覗いて見て下さい。

### 制度啓蒙、広報活動の実施について

これぞ国の土地家屋調査士資格制度の必然性、社会的地位のアピールをする「要」であると考

えています。来年は調査士制度制定60周年を迎え、この長野県松本市の先輩が立ち上げた国家資格「土地家屋調査士」を改めて社会に発信していきたいと思ひます。

幸いなことに冒頭書きました南牧村「世界測地系第 系原点標識設置」事業はあらゆる角度から広報企画が出来る内容であり、来賓各位からも高い関心、継続活動への期待を頂いています。本会ホームページにもアップされます。またこの10月より関東ブロック協議会組織もインターネット会議が出来る環境となり、関ブロ単 位会間の距離が一気に近づくことになり、大いに期待されるものです。

#### 無料登記相談会の実施について

法務局の統合化、市町行政の無駄を消化すべく効率化が、高齢化、少子化、孤独化社会に逆行し加速している中、いずれはDID基準点設置に観る税収の見直し、人間関係の土地問題も増して浮上してくるものと予測されます。長野における筆界特定室、境界問題解決支援センター長野も定着し、この制度を利用出来る環境になった今、我々が市民生活の中の“小さな現場の大きな問題”にどのように耳を傾け、対処していったらよいのかを考える時期を迎えたものと感じています。

今年度本会では、本会による調査士の行う独自の相談会をおこなうべき処に達したものとして「無料登記相談会」を広報事業のテーマとしました。

まずは1, 目的2, 実施方法3, 予算等をしっかり企画計画し、独自の「(仮称)土地家屋調査士無料登記相談会」を計画し提案する予定です。

報告は以上です。

それでは冒頭触れました南牧村「世界測地系第 系原点標識設置」事業についての勉強を簡単に紹介させていただきます。原点設置に関しては当初遠い・面倒・難しいで、ネガティブではありましたが当役ご指名を頂き、モチベーションを高めるべく動機付けとなるよう引き出してきた資料たちです。真っ先に三原先生(現公嘱副理事長)にご教授を頂いていなければように地理的分野を書くような私ではないのですが、出会いとは一転するものです。ここから皆様が調査士業務の関わる範囲の広さへと発想され、お客様にポロポロと第 系原点の話が出来たら幸いです。

日本の200海里面積は4,290,000平方キロメートル排他的経済水域といいその範囲にある石油や魚はその国のものであるという範囲をいう領海面積(12海里)310,000平方キロメートル海岸線から12海里は日本の国土と一緒に勝手に外国の船は入れない; 国境

- 1 海里; 海面上および航海上の距離の単位
- 1 海里 = 緯度 1 分 = 1,852m
- 地球の円周を40,008,000メートルとした時
- 角度360度分の 1 = 1 度 = 60分 = 3600秒
- 1 分 = 1 海里 = 60秒、1 秒 = 30.87mとなる。



以上国交省資料ホームページより  
緯度 1 秒の長さ [編集]

地球の子午線（子の方角（北）から午の方角（南）に伸びる線）の長さは約40008km

である。すなわち、平均的には

緯度1度の長さ 約111km

緯度1分の長さ 約1.85km

緯度1秒の長さ 約30.9m

と求められるが実際には緯度によって僅かながら緯度1秒の長さに違いがある。

理科年表2001年版によると、次の通り。

緯度1秒の長さ（赤道上） 約30.7m

緯度1秒の長さ（緯度35度上） 約30.8m

緯度1秒の長さ（緯度90度上） 約31.0m

経度1秒の長さ [編集]

経度1秒の長さは、緯度によって大きく異なる

理科年表2001年版

経度1秒の長さ（赤道上） 約31m

経度1秒の長さ（緯度35度上） 約25m

経度1秒の長さ（緯度90度上） 0 m

以上『ウィキペディア (Wikipedia)』より

区分	場所	上世界測地系、下日本測地系	
		経度	緯度
最東端	東京都 南鳥島	153° 59 11	24° 16 59
		153° 59 25	24° 16 42
最西端	沖縄県 与那国島	122° 56 01	24° 26 58
		122° 55 59	24° 26 38
最南端	東京都 沖ノ鳥島	136° 04 11	20° 25 31
		136° 04 20	20° 25 14
最北端	北海道 択捉島	148° 45 14	45° 33 28
		148° 45 30	45° 33 19

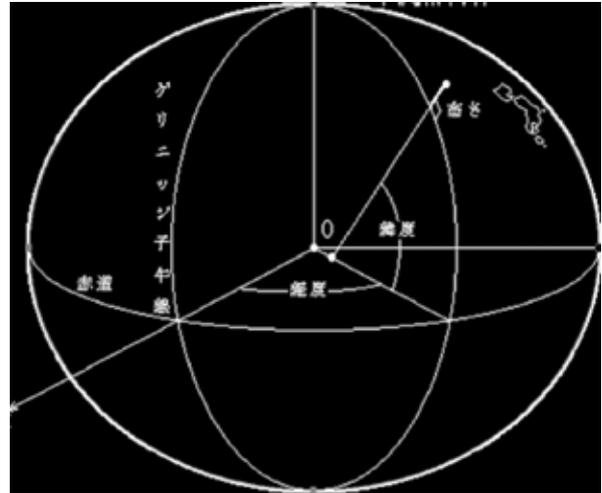
経度：英国グリニッジを通る子午線となす角度で表し、グリニッジ子午線を基準にして東側に東経何度、西側に西経何度とそれぞれ180度まで数える。

(ここからがちょっと難解)

地球上の点の水平位置は、厳密には準拠楕円体上の地理学的経緯度によって表されるべきだが、位置・方向・距離等を平面上に投影して測量計算を行うことは曲面上に比べ非常に簡単になり便利である。また、公共測量のように測量範囲が狭い場合には、十分正確に表すことができる。

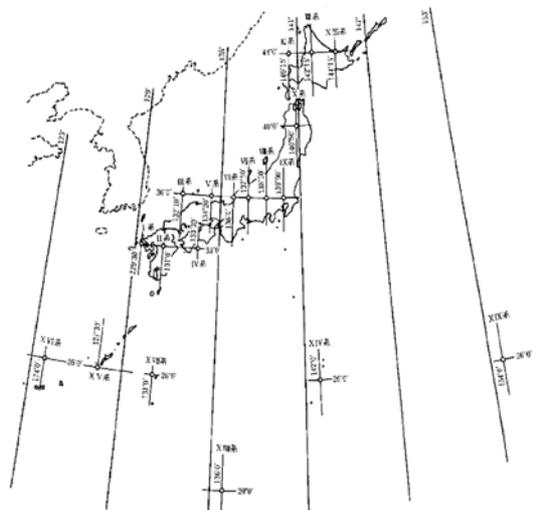
準拠楕円体とは；地球楕円体を測量の基準にする

ためには、楕円体の中心を実際の地球上のどの位置に、またその楕円体の座標軸が実際の地球のどこを通るかということを決める必要があり、この位置と方向がきめられた地球楕円体のことをいう。



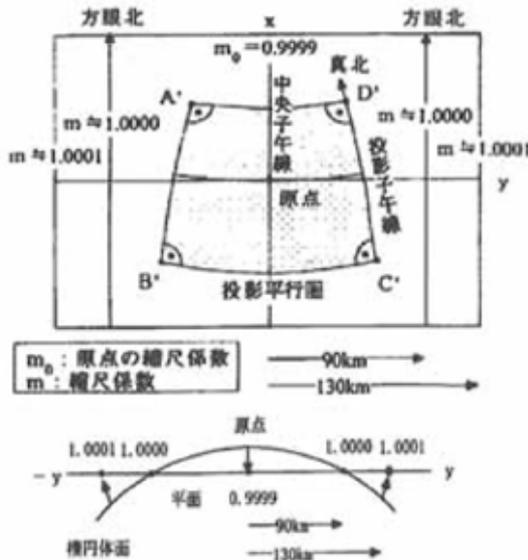
日本で用いられている平面直角座標は、ガウス・クリューゲル等角投影法（ドイツ人のガウス先生の遺稿をドイツ人クリューゲル先生が整理し発表したもの1912～1919）によるもので、座標原点を通る子午線は等長に、図形は等角の相似形に投影される。しかし、距離については、原点から東西に離れるに従って平面距離が増大していくため、投影距離の誤差を相対的に1/10,000以内に収めるよう座標原点に縮尺係数（0.9999）を与え、かつ、座標原点より東西130km以内を適用範囲とした座標系を設けている。

日本の原点第1～19系は上記を満たした条件で設置され、領海及び排他的経済水域を網羅するよう配置されている。



各原点座標値を列記すると横並び東西130km以内での配置が解る。

よって土地の形状の成果を世界座標とするためには距離補正を必要とする。



上図H21.4.7県公嘱協会研修会資料より

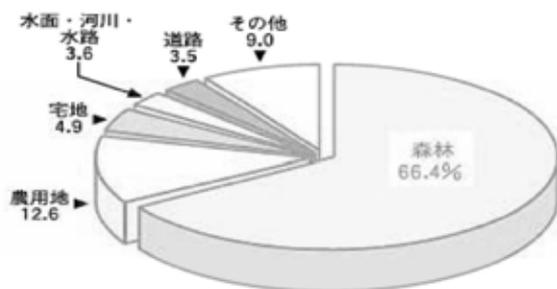
日本の陸地面積 377,945.43平方キロメートル  
(平成21年 4月 1日現在)

農地面積 4,741,000ヘクタール = 47,400平方キロメートル

宅地 + 農地 + 道路 利用

377,945.43平方キロメートル × 21パーセント =  
79,368.54平方キロメートル

### 1 国土利用の現況 (平成18年)



資料 国土交通省「土地白書」

以上国土交通省資料ホームページより

ここで一般的に土地家屋調査士の関わる国土、宅地と農地は全体の17.5パーセント。

少ない農地から食べきれないほど米を生産しつつ、これほど森林が有るにもかかわらず外国から材木を輸入し、僅かな農地を開発し経済を動かし食糧自給率は低く殆どが輸入に頼っている。先日サモア、スマトラと大規模地震に襲われたが、日本国土も太平洋プレートに日々引っ張り込まれている。日本には何故外国のように何千年も前からの歴史的遺産がないのだから。天照大神、風神、雷神、海の神、山の神、大地の神々を崇め奉り、無病息災、五穀豊穡を願いお祭りをしてきた日本人、先日の防災の日(9月1日)、法の日(10月1日)、年末の確定申告等まんざら土地家屋調査士の関わる職業域も狭いわけではない。こんな自己啓発から広報・啓蒙(けいもう)活動を行っていこうと考えた次第です。来年は制度制定60周年を迎えます。この事業を期に継続学習と一緒にやっていきましょう。

8月7日 系祝賀会にて三原先生が行った「観測状況報告」で連合会松岡会長をはじめご来客一同が真剣な眼差しで聞き入っていた姿が印象的だったので、そのときの光景をご紹介します。



## 祝 小出國正氏黄綬褒章受章



### 黄綬褒章を受章して

長野支部 小 出 國 正

この度平成21年春の褒章に際しまして、はか  
らずも黄綬褒章受章の栄に浴しましたことは、  
誠に身に余る光栄に存じます。

おかげさまをもちまして去る5月19日法務省  
におきまして「褒章」「褒章の記」の伝達を受  
けその後家内共々皇居に参内し、豊明殿におい  
て  
天皇陛下に拝謁お祝いのお言葉を賜り感激の極  
みでございました。

これもひとえに、法務当局ならびに日本土地  
家屋調査士会連合会のご高配と長野県土地家屋  
調査士会会員、そして関係各位の多年にわたる  
ご指導ご支援の賜であると深く感謝を申し上げ

ます。

また、過日は長野県土地家屋調査士会宮下会  
長以下役員を発起人として盛大に祝う会を開催  
していただき、なおかつ、公私ともご多忙のな  
かおおぜいのご来賓のご臨席を賜り、誠にあり  
がとうございました。

今後はこの榮譽に恥じることなく一層の精進  
に努めてまいりますので、変わらぬご厚誼ご鞭  
撻を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

結びに会員各位のご健勝と本会のますますの  
ご発展を願い紙上を以ってお礼のご挨拶とさせ  
ていただきます。



# 平成21年度の第1回会員研修会

業務研修部理事 丸山和重

平成21年度の第1回会員研修会が、7月8日(水)に松本県民文化会館で行われました。

午前は、弁護士の相馬弘昭先生による講義で「土地家屋調査士の倫理と法的責任」と題して講義をしていただきました。

はじめに、倫理規定の重要性について話していただきました。

この規程は、今年の第66回連合会定時総会において決議が承認されたものですが、これは我々の業務がこれまでの「表示に関する登記の手續の代理人」から「紛争当事者の一方の代理人」へと広がったことで、専門資格者としての確に業務を行っていくための「職業倫理」が必要であるということからです。

倫理規定には土地家屋調査士法と同様な文言の部分があるのですが、その他に調査士として果たさなければならない重要な義務が明文化されたもので、よく言われる依頼者への説明責任も明記されています。

この講義で調査士としての法的責任と倫理を再認識し、日々の業務において職責を果たさなければならないということの責任の重さを感じました。

そして午後は離婚や相続の問題について判例等をあげて説明していただきましたが、最近では相続時の遺産分割に関連した登記の依頼も多くなり身近に感じられるものがありました。

そして休憩を挟んで伝達研修として、ADRセンターからの報告及びDID基準点についての

説明が行われました。

また、本年4月1日から運用開始されたCPD制度の実施についての説明がありましたが、この制度は研修会や講習会への参加、専門書の購読等の履歴を共通の基準で評価して単位(ポイント)を付与し、それを公開する(現在検討中とのこと)ことによって、専門資格者である土地家屋調査士の使命、重要性を社会にアピールしていくために会員の自己研鑽を適正に評価、明示することを目的としています。

この制度により国家資格者である私達が研修実績を公開することは、サービスの享受者である国民に業務依頼時の判断材料としての情報を提供することであり、さらに社会的信用を得て行くことにつながっていくと思います。

これからも、いろいろな研修会や講習会に積極的に参加し、また多くの専門書の購読も心がけ、今以上に社会的信用を得られるように自己研鑽して行こうではありませんか。

## 会員研修会出席状況

日時 平成21年7月8日  
場所 松本県民文化会館

支部名	会員数	出席申込者数	当日出席者数	出席率%	前回との比率%
長野	106	65	59	55.7	118.0
飯山	17	8	8	47.1	80.0
上田	36	17	15	41.7	83.3
佐久	44	16	16	36.4	94.1
諏訪	44	24	23	52.3	100.0
伊那	55	37	35	63.6	159.1
飯田	40	24	24	60.0	126.3
松本	89	61	60	67.4	95.2
木曾	8	5	5	62.5	125.0
大町	11	10	10	90.9	100.0
合計	450	267	255	56.7	108.1

## 各支部の動き

### 最近の長野支部の活動

長野支部 平井克尚

長野支部は善光寺平を中心とした約40キロ四方の範囲内に長野、信濃、長野南、須坂、戸倉の5つの分会があり、現在105名の会員から構成されています。他支部と同様に、法務局の合併統合により長野本局のみとなったために、法務局への行き来に苦労されている会員が大半です。しかし長野支部の活動においては多くの会員の方が、打合せや現場、内業と多忙な毎日にもかかわらず、積極的に参加取り組んでいただいております。

具体的な活動としては、昨年3回の支部支所研修会の実施、公嘱協会長野支所との合同の研修旅行、会報「長野支部・支所だより」の発行、支部ホームページの運用、支部役員の活動等があります。

毎年恒例の研修旅行ですが、公嘱協会長野支所との合同旅行として大変まとまりよく、楽しく活動しております。昨年度は、つくば市の国土地理院、伊能忠敬記念館から江戸東京博物館へ行き、過去と現在の測量の姿を学ぶことができました。そして本年度は、黒部ダムからトンネル越えで室堂へ行き、大好評の映画「剣岳」の劇中での測量への情熱に、少しでもあやかれば？と、剣岳を拝んできました。無謀とも思える梅雨時の山岳方面の旅行でしたが、偶然にも好天にめぐまれて剣岳の勇姿を目に焼き付けること

ができました。足元には雷鳥の姿も見えました。富山市に降りて、富山市役所へ行きましたがなんと、市役所の庁舎上部が展望タワーとして一般に開放されているのです。遠景ではありましたがここでも剣岳を鑑賞することができ、再びの感動を味わうことができました。

研修会の題材としては、街区基準点使用について、オンライン登記申請について、長野市道等境界確定協議内規変更に伴う研修、第8系の測量原点の埋標について等を行いました。内容はいずれも現在進行形の関心事であり、多くの会員が参加した熱心な研修会となりました。

また、来年からの電子申請による建物表題登記が、建物の所有権保存登記の登録免許税額の特別控除制度の対象になることをふまえて、調査士が依頼者からの要望に対応できなければならぬ急務の課題と考え、長野支部としても何かお手伝いができるのではと、先般「オンライン申請促進委員」を支部内に立ち上げました。年内12月までに乙号申請、甲号申請（当面は特例方式）が一人でも多くの会員が出来るようになることを目標としました。まずは連絡事項の経費削減と迅速な対応及び、少しでもインターネットに慣れていただく意味も含めて、ほとんどの支部会員の方のメールアドレスを名簿に登録していただきました。連絡は全てメールにて

行います。そしてアンケートの実施にて現状の把握を行い、第1ステップとして、オンライン申請に必要な環境整備、乙号申請実施を現在奮闘中です。その後研修会を実施して、第2ステップとして、改めて意欲のある会員の掘り起こしを行い、甲号申請習得を目指す予定です。

さらに、毎年継続活動として「境界問題連絡協議会」があります。これは、支部役員中心の活動ですが、官民境界立会を中心としての研修会です。日々の境界立会に御苦労されている長野市職員の方々との、立会時での具体的な疑問点に対して、意見を交換する研修会です。時には基本的な公図の見方や、過去の例などを交

えて、お互いの要望や意見を交換します。いままでの役員さんの努力のおかげで役所側からもおおむね好評となり、今年度は回数が毎月定例となりました。今後は他市町村の方々とも交流を広げて、よりお互いの信頼関係を深めていきたいと思ひます。

昨年の世界大不況により、我々の業務量の減少は切実な問題であります。必然、証紙売上げの減少、会員数も減少し、長野支部としても緊縮財政が逼迫しております。しかし立ち止まっているわけにはいきせん。ほんの少しでも日常業務のお役に立てればと願ひ、今後も支部長を中心として活動をしてきたいと思ひます。

## 平成21年度 第1回支部研修会について

飯山支部研修担当理事 小林 敏 則

オンライン申請が騒がれ始めて数年。昨年、飯山支部の研修担当だった私はその使命感にかられ、オンライン申請を始めました。ただし、オンライン申請と言っても添付書類などは後で持参する方法の、俗に言う「半ライン申請」です。

この「半ライン申請」も、使い始めると結構使い勝手が良いと感じています。「半ライン申請」は添付書類を持参するわけですから、私は最初あまりメリットが無いと思っていました。しかし、オンライン申請は登記完了時にはメールで知らせてくれますし、補正があれば自宅にしながら補正もできるなどのメリットがあります。私は登記申請の大半に「半ライン申請」を利用しています。

そして来年からは、建物表題登記もオンライン申請でなければ、所有権保存登記時の登録免許税の軽減措置が受けられないということもあり、私たち土地家屋調査士にもオンライン申請の活用は必要不可欠なものになりつつあるのではないのでしょうか。

そんな中、平成21年7月28日に飯山支部の第1回研修会がおこなわれました。研修テーマは「オンライン（半ライン）申請」。これまでも当支部として、オンライン申請の研修会を数回行いましたが、単にオンライン申請の説明をするだけでは理解がしにくく、また「オンライン申請はまだ必要ないのでは」というような雰囲気もあり、今ひとつ会員の反応が悪かったように思ひます。

そこで今回は、オンライン申請の環境が整っていない会員の事務所を研修会場にしました。会場に会員が集まり、実際にその事務所のパソコンをオンライン申請ができるように環境を整え、その場で分筆登記申請を行うという実践的な内容の研修会が行われました。

会場を提供してくださる会員には、数ヶ月前から電子証明書などの事前手続きをお願いし、またカードリーダーなどのハード面を揃える事をお願いしました。

そして当日。講師は当支部のM会員です。M会員が会場となった事務所のパソコンに向かい、わかりやすく説明しながらオンライン申請ができる環境を整えていきます。その他の会員はパソコン画面を中心に座り、質問やメモを取るなどしました。

そして、オンライン申請の環境が整い申請を行います。実際に1筆を3筆に分筆する登記を申請しました。環境が整ってしまえば申請自体は難しいものではありません。M会員が経験を

もとに、半ライン申請の利用方法を説明しながら申請終了。後は添付書類を法務局へ持参するだけにして研修会を終了しました。

研修会を終えて、「オンライン申請を身近なものにする」という今回の研修会の目的は達成できたと思います。実際にオンライン申請を行うことで、それまで漠然と感じていたオンライン申請のイメージが鮮明になり、また思っていたよりも容易にオンライン申請が行えることを感じる事ができた良い研修会でした。

オンライン申請は使い始めると、その良さに気づきます。今回、会場を提供して下さった会員の方も、その後の登記実務にオンライン申請を積極的に使っていってほしいです。

飯山支部会員の中にも積極的に「オンライン申請」を活用し、よりスムーズな申請を行っている方が何人かいらっしゃいます。私も現状の「半ライン申請」に甘えることなく、少しでもステップアップしていけるよう、積極的に「オンライン申請」を活用していきたいです。

## 支部研修会の開催報告

上田支部研修担当 蓑輪晴夫

上田支部ではオンライン登記申請の研修会を7月28日に開催いたしました。

昨年8月にオンライン登記申請の研修会を実施いたしましたが、来年から保存登記時の登録免許税の軽減措置として表題登記もオンライン申請されていることが条件として追加されたので、改めて対応のため年度当初に計画した

研修会でした。

会場は昨年同様に上田創造館パソコン室を借り各自1台のパソコンを使用しての研修でしたが、途中からインターネット接続機能の不具合により全てのパソコンで外部との通信ができなくなり一部内容を変更するといったハプニングも発生しましたので、今回ご迷惑をお掛けしま

した支部会員の皆様にも追加部分を含めまして報告させていただきます。

昨年1月から添付情報の提供方法に関する特例(不動産登記令附則5条)により当分の間、添付情報(書面)は電子化することなく登記所に提出することでも申請可能となりました。いわゆる特例、またはそうした申請書等の一部のみをオンライン申請することから半ライン申請とも呼ばれている申請方法です。できれば不動産登記令12条および13条をも利用した申請を日調連は推進しているようですが、登録免許税の軽減措置の開始時期の件もあり研修担当者としては、「まずは最小限のオンライン申請から」と題して申請書のみを送信して他は従前どおり慣れた紙書類を法務局に持ち込みをする方式(完全?特例方式)を説明させていただきました。この方式で登記が完了しても登記情報に「特例による申請」「半ラインによる申請」と記録されるわけでもなく、送信されてくる完了証も通常どおり電子公文書として送られて来ます。故に続いて申請される保存登記時は軽減措置が適用される状態となるわけです。但し、これは初期的な申請方式であって、順次日調連の推進する方向での申請に移行していただくことを願います次第です。

尚、オンライン申請のシステム構築から運用までは、すでに日調連会報・ホームページを始め多くの場で解説されているので今回は構築前と運用開始後の検討課題を研修内容としました。

すでにオンライン申請をされている方にお聞きすると「便利だし、そんなに難しくないよ」と言われることもありますが、難しい・難しく

ないには個人差があると思います。昨年の研修会時にも付け加えさせていただいた事ですが、最初に判断しておかなければならない事は「うちの事務所ではオンラインによる申請が必要か不要か」だと思います。仮に必要と判断された場合でもパソコン、ソフトも含めて、申請できる環境をどのように取得するのかも課題となります。ご自身でセットアップする(無償)のか、業者をお願いする(有償)のかまた、法務省提供の「申請書作成支援ソフト」(無償)を使うのか、これとは別に会報等の広告欄にも掲載されているベンダー製=(製造)販売会社製のソフト(有償)をご利用するのも初期の段階で選択する必要があると思います。パソコン関係は苦手という方には今年の研修会でもひとつの方法として有償による取得をお薦めしました。

ご承知のとおり春頃より上田支局では測量図等の図面類はインターネット経由にて法務省サイトおよび民事法務協会サイトから請求できるようになりました。利用してみると確かに便利であることを実感しました。また登記申請の際に法人資格証明等として民事法務協会から交付される照会番号を利用する機会も多くなりました。しかし窓口請求・交付・添付書面として原本提出・還付手続きができなくなったのでなく、新たな方法が加わっただけです。オンライン登記申請もひとつの申請方法として追加されたに過ぎず、この申請方法を導入するか否かは各事務所にて検討のうえ選択することとなるのでしょう。

さて、研修会場で起きたハプニングについて

ての報告ですが、こちらはオンラインによる申請運用開始後の検討課題と丁度重なる問題でした。障害発生原因はその後の施設側の説明によると、パソコン室内のサーバーから支部会員の皆様がお使いになっていた各パソコンを繋ぐハブの接続不具合だったようです。要するにタコ足配線が研修途中から外れてしまったという初歩的な障害でした。

こうしたハプニングは本番での申請時にも起きることで、他にも障害発生原因としては事務所内の環境設定、通信網での障害、法務省側のシステム障害等々も考えられますが早急に回復できるものから時間を要するものまで様々あり、法務省側のシステム障害だけでも過去には何度か発生していることも事実です。今回は予期せぬトラブルで研修上の意図したものではありませんが、今後申請システムを利用していくうえでトラブル時の対応策は一番に考えておかなければならないことです。申請書送信中・登記処

理途中でシステムに不具合が発生した際はどのように対処しますか？オンライン申請された事件の補正・取下は当然、オンラインでなければなりません。事務所内でのトラブル時の対応策・バックアップシステムの構築等も申請を始める前から検討しておかなければならない事でしょう。

私も先行していた先生方にアドバイスを頂きながら昨年7月からオンラインによる申請に移行しましたが、登記令附則5条による特例とは別に登記令12条、特に表示に関する登記の添付情報の特例である13条による電子署名付きファイルを多用することは土地家屋調査士の特権のような部分であり大変素晴らしい申請方式だと感じています。私的には今後このシステムがより一層に申請代理人側と法務局側の相互に利便性あるシステムとして利用されることを期待しています。

## 伊那支部研修会報告

伊那支部副支部長 宮 脇 正 志

7月31日(金)午後1時15分より、第1回伊那支部研修会が開催されました。会場は伊那市内の「いなっせ」701・702号室。今回の研修の内容は、「建物表題登記オンライン申請の手順」ということで、平成22年1月1日より実施される登録免許税減額措置を受けるための建物表題登記のオンライン申請の具体的な方法を学ぶものでした。伊那支部ではオンライン申請については以前にも研修を行った実績がありましたが、

その頃の会員の認識はまだまだ先のこととしてとらえている方が多かったため、今回もう一度、オンライン申請を実際に行うため研修会を開催したものです。

研修会は関昭夫支部長の挨拶で始まり、中塚県理事より県で実施している「オンライン申請アンケート」を研修に先立って行い、その後、実際の研修に入りました。福井コンピューター(株)の大久保様を講師としてお願いし、約2時間、

具体的な手順を教えてくださいました。オンライン申請につきましては伊那支部内でも既に数名の方は行っており、やり方が分かっている会員にとってはやや実利の無い研修であったかもしれませんが、私を含め、まだまだ良く分からない会員にとっては有意義な研修となったと思います。今回の研修で習ったこと、講師よりもらった資料等を生かして、各会員が実際にオンライン申請が出来るように、それぞれの事務所で取り組んでいただければ良いかなと思います。

今回の研修会は伊那支部会員56名中、48名の出席があり、間近に迫ったオンライン申請に対する会員の関心の高さを感じました。現在の状況でのオンライン申請は、所謂「半ライン申請」となる会員が多いと思われます。「半ライン」ではオンライン申請する意味があまり無いわけですが、いずれ完全なオンライン申請をする時代がやってくることはほぼ間違いないわけですので、これを機会にオンライン申請に移行していくことは時代の流れなのかなと感じています。

パソコンにあまり詳しくない私にとってはあまり嬉しくない時代となりそうですが、覚悟を決めて取り組むしかないのかなと思っています。

研修会は最後に30分ほど「商業、法人登記事務の体制整備について」司法書士会と合同で法務局伊那支局よりの説明をお聞きし終了しました。

その後、近くの中華料理店で懇親会が開催され、こちらも多くの会員の参加をいただき盛会に行われ当日の事業はすべて滞りなく終了しました。

なお、今回の研修会は、CPD対象の研修会でありました。CPDの意義は理解しているところですが、受講票への押印、特に遅刻早退時間の記載には担当の係をお願いしておかねばならず、結構気も使いますし手間もかかってしまいます。その内に慣れるのかもしれませんが、ちょっと大変かもしれません。

以上、簡単ですが第1回支部研修会の報告とさせていただきます。

政治連盟に加入しましょう  
政治連盟は調査士制度発展のために  
力を尽くします

## 長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小 出 國 正

〒380 - 0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026 - 232 - 4566

F A X 026 - 232 - 4601

# 新入会員ブロック新人研修会報告

## 関ブロ新人研修会に参加して

飯田支部 仲 田 かおり

平成21年9月26日、27日、千葉幕張で関東ブロックの新人研修会が開催されました。

2日間にわたる研修内容は「会員心得」から始まって「法的賠償責任」まで、どの講義も入会8ヶ月の自分にとって大変中身の濃いものであり、懇親会も含め貴重な時間となりました。

内容の充実さ、またその重要さから、一時たりとも聞き逃すことなく集中して講義を受けた気持ちとは裏腹に、2日間の長丁場、途中集中力の切れるときもありました。研修を終え何が身に付いたのか考えてみますと、身に付けるのはこれからだと思いました。

研修を受けた後が大切だと。自宅へ戻ってから今一度研修内容を繰り返し読み直すことによって今回の研修が自分のものになる様、机に向かいたいと思います。

また、今回の研修会に参加するに当たって別の収穫がありました。それは「持ち物」に日調連の「調査・測量実施要領」があったことです。

本編は調査士としての教科書、その附録類は実務を進めていく上でこれさえあれば十分といえる程の豊富な資料が収録されていることに、今更ながら気付かされたのです。実を言いますと入会時に本会から頂いた後は、パラパラと目を通した程度、本棚の定位置に納まって以来ほとんど手に取ることなくいたからです。幸いバインダー形式となっておりますので、少しずつ取り分け繰り返し読むことで（一読だけではすぐ忘れる）これもまた自分のものになるよう日々自己研鑽していきたいと思えます。

実務経験の浅い自分にとって、今出来ることをやるという思いを一層強く感じた研修会となりました。

懇親会では、支部を越えた本会としての繋がりを持つことが出来、貴重で楽しい時間となりました。

最後になりましたが、こうした機会を与えていただき誠にありがとうございました。

飯田支部 早 川 嘉 幸

平成21年9月26、27日に千葉幕張で行われた「関東ブロック協議会第30期新人研修会」に参

加してきました。

2日間の研修で6人の講師の先生から講義を

受けました。

「会員心得」「不動産登記法（関連法令を含む）報酬の運用」「調査・測量実施要領」「筆界確認の実務」「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法」「土地家屋調査士業務における法的責任と賠償について」の講義を受け、土地家屋調査士の歴史、どのように社会貢献してきたのか法的責任、社会的責任、どのような問題（実務）があるのか、技術の進歩、社会の進歩、未来の土地家屋調査士の姿、を理解する講義内容でした。

A D R、筆界特定、オンライン申請等、新人にとって未知の分野が講義の内容となっており、これから私（新人）たちがしなければならないことをよく理解する事ができました。

実務経験の少ない私は、講師の先生の経験談を聞くことができ、これから私に起こりうるトラブル。

どのようなトラブルが起きどのように対処したのか、トラブルを予防するための心得など大変参考になりました。

土地家屋調査士の仕事は、依頼者（所有者）と依頼者（隣地の所有者）の心と心の隙間をうめる事である。

長野会会長 宮下 照也談  
（懇親会にて）

宮下会長のこの一言が私の心に響きました。

土地家屋調査士の仕事が法律的責任、社会的責任の重さ、人の心をつなぐ事のできる仕

事であることを再認識することができました。

プロフェッショナルに求められる7つの力

- 1、インテリジェンス 力
- 2、コミュニティ 力
- 3、フォーサイト 力
- 4、ビジョン 力
- 5、コンセプト 力
- 6、メッセージ 力
- 7、ムーブメント 力

橋本 伸治先生談

土地家屋調査士（プロ）としてのこの7つの力を身に付けたいと思います。

この2日間に、多くの新人会員（友）と知り合いになり、意見を交わし貴重な時間を共有できたことがこれからの私の大きな財産になることでしょう。

最後になりましたが、講師の先生方、2日間面倒を見てくださった 長野会 宮下会長、副会長兼部長 芦澤先生、本当にありがとうございました。



長野支部 品田尚志

去る9月26、27日の両日、千葉県幕張において「関東ブロック協議会第30期新人研修会」が開催されました。調査士登録してから9ヶ月程経ちましたが、なかなか自信が持てない状態で業務をしており、とてもよい機会と思い参加させて頂きました。

会場に到着するやいなや、総勢160名の新人会員、委員及び講師の方々の熱気に気持ちが奮い立たされました。

最初に会員心得に先立ち、調査士の歴史の説明がありましたが、当会松本が発祥の地である事や本年本会主導で系関連の行事が行われた事が紹介され、改めて本会と調査士の重要な繋がりを感じました。心得については業務を始めると忘れがちな、調査士法に規定された事項を再確認すると共に、本年議決された倫理規定をしっかりと認識していかなければと思いました。

心得とは別に印象に残った事は、業務完了後に土地の境界管理業務をしたらと云うものであり、これにより依頼者との関係が定期的になると思われました。

不動産関連法については、オンライン申請の重要性を改めて感じ、講師の先生の話の聞くにつれ、ここまで進んだ業務をしているのかと思うと時代はオンラインなのかと感じました。

つづく調査・測量実施要領では詳しい測量要領の講義を聞きながら、ページを追うのに忙しく、頭の中に残った事はと言えばはなはだ怪しい限りです。後に芦澤先生より、研修後にテキストを読み直してみれば得るものが大きい講座だったとアドバイスを頂きました。(まだ見直しておりませんが...)

2日目は筆界確認の実務から始まりました。

筆界が発生した経緯からその意義へと講義は続きましたが、非常に有意義であり「調査士がするのは推認であり、確認するのはあくまで所有者」と言う事は肝に銘じようと思いました。調査士の3本柱は法令 測量技術 筆界認定であり、その筆界確認を依頼者に説明する際にも、「簡単な説明が出来る事」と云う先生のお言葉も新鮮であり重要でした。

土地建物の規制関連法では、法律を知っている者が書くべき文章の書き方から道路法をはじめとする規制法の講義へと得るものが、かなり大きいものであり、以後は法律を知っている者が読んだ際、笑われないような文を書かなくてはと思いました。

さて皆の疲れと眠気もMAXに近づいて来た頃最後に調査士業務の法的責任の講義が始まりました。調査士の職責からその業務における刑事、行政及び民事責任へと話は移り、境界確認書の作成等は大変参考になりました。

以上、とりとめなく書き連ねて来ましたが、なかなか具体的に皆様に伝わらず、申し訳なく思っております。

再三、研修会で言われた事のひとつに「研鑽」があります。調査士として恥じる事のないよう日々学習する事を肝に銘じると共に、今後立ち向かうオンライン申請とADRの重要性も考えて行かなくてはならないと思いました。

最後に講義頂きました先生及び委員の先生、大変お世話になりました宮下先生、芦澤先生、それから第30期の皆様本当にありがとうございました。

# 日調連 第24回 写真コンクール 入賞作品紹介



連合会長賞 「願いをこめて」  
松本支部 太田 正人 会員



銀賞 「溪流に咲く花」  
松本支部 古幡 琢助 会員

## お知らせコーナー

会報夏号第175号「第61回本会定時総会議事録」 10ページの一部（1行から13行の間）に誤植がありました。お詫びいたします。

次の太字箇所の追加の訂正をお願いいたします。 （総務部）

### 各部の事業報告

総務部	荒井総務部長
業務研修部	松本業務研修部長
広報部	奥原広報部長
財務部	小山財務部長

小山財務部長 - 第1号議案 平成20年度収入・支出決算書承認の件を説明

議長 - ここで、監事の監査報告を求めます。

北村監事 - 監査の結果いずれも適正正確に処理されていることを報告します。

議長 - ただいまから質疑・応答に入ります。質疑は議案ごと順に発言を許可します。質疑者は所属支部名、氏名を述べた後、発言してください。第1号議案 平成20年度収入・支出決算書承認の件を原案どおり決定することに異議ありませんか。

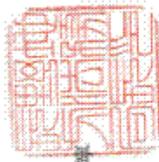
会場 - 異議なしの声

議長 - 異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり決定されました。次に第2号議案 平成21年度事業計画（案）決定の件、第3号議案 平成21年度収入・支出予算書（案）決定の件、以上、議案2件を議題とします。各件について提案者の発言を求めます。

（以下省略）

第17 (23) 第1531号  
平成21年8月17日

長野県土地家屋調査士会長 殿



長野地方法務局長 山本 卓

長野地方法務局における商業・法人登記事務の集中化に伴う事務取扱庁の変更について（お知らせ）  
平素から、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局飯山支局、上田支局及び佐久支局における商業・法人登記事務を本局法人登記部門へ集中化することについて、先に御案内申し上げたところですが、この度、その実施日等が下記のとおり確定しましたのでお知らせいたします。  
なお、貴関係部署の皆様にもこの旨御周知いただきたく、お願い申し上げます。

記

現在の取扱庁 長野地方法務局飯山支局、上田支局、佐久支局  
変更後の取扱庁 長野地方法務局法人登記部門  
変更年月日 平成22年1月12日（火）

注1) 不動産登記事務につきましては、取扱いの変更はございません。  
注2) 以下の事務につきましては、現在の取扱庁で引き続き取り扱います。  
・ 商業・法人登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務（動産・権利譲渡登記に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。ただし、登記事項要約書の交付事務は、長野地方法務局法人登記部門で取り扱う。）

- ・ 印鑑カードの交付事務
  - ・ 印鑑カードの廃止事務
  - ・ 電子証明書の発行事務
  - ・ 電子証明書の使用廃止事務
  - ・ 電子証明書識別符号（休止届出用暗証コード）の変更事務
- なお、当該印鑑カード及び電子証明書に関する事務は、取扱庁変更日前まで現在の取扱庁の管轄内の地域に本店（主たる事務所）所在地がある

る会社・法人に限られます。  
注3) 商業・法人登記の申請、登記事項証明書及び印鑑証明書の請求は、オンライン申請や郵送申請によっても行うことができます。  
なお、手続等の詳細につきましては、法務省民事局ホームページを御覧ください（<http://www.moj.go.jp/MINJI/>）。

注4) 取扱い庁の変更後の商業・法人登記に係る相談は、長野地方法務局法人登記部門でお受けします。

電話相談 026-235-6651（直通）  
なお、電話相談用の専用回線を、更に1回線設ける予定であり、電話番号が確定次第お知らせします。

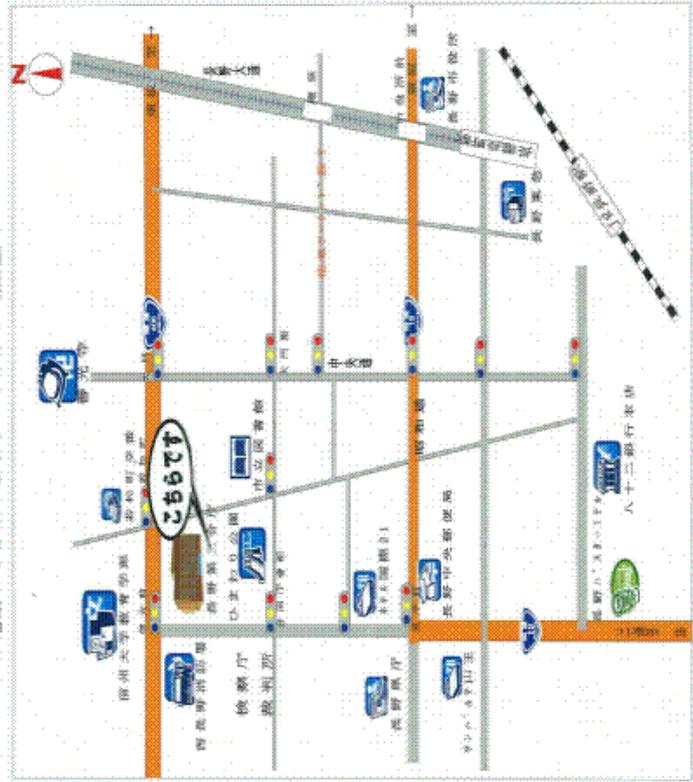
注5) 取扱庁の変更に伴い必要となる登記申請手続等はございません。  
※ 御不明なことがございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

長野地方法務局法人登記部門

〒380-0846

長野市旭町1108 長野第二合同庁舎2階

電話 026-235-6651（直通）



能17(23)第1589号  
平成21年8月26日

長野県土地家屋調査士会長殿



長野地方法務局長 山 本 肇

長野地方法務局における商業・法人登記事務の集中化に伴う事務取扱庁の変更について（お知らせ）  
平素から、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局松本支局、木曾支局及び大町支局における商業・法人登記事務を本局法人登記部門へ集中化することについて、先に御案内申し上げたところですが、この度、その実施日等が下記のとおり確定しましたのでお知らせします。

なお、貴関係部署の皆様にもこの旨御周知いただきたく、お願い申し上げます。

記

現在の取扱庁 長野地方法務局松本支局、木曾支局、大町支局  
変更後の取扱庁 長野地方法務局法人登記部門  
変更年月日 平成22年3月23日（火）

注1）不動産登記事務につきましては、取扱いの変更はございません。

注2）以下の事務につきましては、現在の取扱庁で引き続き取り扱います。

- ・ 商業・法人登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務（動産・債権譲渡登記に係る権登記簿事項証明書等の交付事務を含む。ただし、登記事項項約書の交付事務は、長野地方法務局法人登記部門で取り扱う。）
- ・ 印鑑カードの交付事務
- ・ 印鑑カードの廃止事務
- ・ 電子証明書の発行事務
- ・ 電子証明書の使用廃止事務
- ・ 電子証明書識別符号（休止届出用暗証コード）の変更事務

なお、当該印鑑カード及び電子証明書に関する事務は、取扱庁変更日前まで現在の取扱庁の管轄内の地域に本店（主たる事務所）所在地があ

日調連発第144号  
平成21年8月13日

各土地家屋調査士会長 殿  
連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局からの通達の送付について（通知）

本年7月14日付け日調連発第117号をもって、法務省局長及び地方法務局長あて下記の通達について通知したところですが、このたび、新旧対照表に差し替えがあった旨の連絡がありましたので通知します。

記

平成21年7月3日付け法務省民二第1636号 法務省民事局長通達

「不動産登記事務取扱手続規則の一部改正について（通達）」

不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達）  
（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 請求に係る登記があるが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が通知され、かつ、失効していないとき。「上記の登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、次の理由により、証明することはできません。当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。」</p> <p>(注) (略)</p> <p>(制) (略)</p>	<p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 請求に係る登記があるが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が通知され、かつ、失効していないとき。「別添の請求番号何番の登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、次の理由により、証明することはできません。当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。」</p> <p>(注) (略)</p> <p>(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。 なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

日 調 連 発 第 1 4 0 号  
平 成 2 1 年 8 月 1 0 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成22年「更生保護カレンダー」平山郁夫画伯作品集の頒布への協力について  
標記について、更生保護法人 日本更生保護協会から別紙のとおり依頼がありました。つきましては、上記依頼の趣旨をご理解の上、申し越しの協力につきご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、申込締切等につきましては、下記のとおりでありますのでご留意願います。

記

- 1 申込締切 本年12月初旬
- 2 申込部数 10部以上（この場合送料、梱包料は日本更生保護協会において負担）
- 3 申込先 更生保護法人 日本更生保護協会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番9号

TEL 03-3356-5721 FAX 03-3356-7610

(別紙)

2010年(平成22年)更生保護カレンダー  
「平山郁夫画伯作品集」お申込みについて

更生保護法人 日本更生保護協会

標記カレンダーは、犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動「社会を明るくする運動」の普及のために制作されました。この趣旨にご理解・ご協力をいただき、ご購入を広く願います。

平山郁夫画伯のお力添えを得て企画・刊行して参りました「やまとシリーズ」の本年は、「水の路」をテーマに7作品を掲載しております。そのうち7・8月「流水無間断(奥入瀬渓流)」は、2008～2009年北沢、パリ、日本各地で開催された「平山郁夫と大いなるシルクロード展」に出展されましたので、実際にご覧いただいた方も多く存じます。

1 企業名・団体名等の刷り込みについて  
200部以上お申し込みいただきますと、無料でご希望の企業・団体名を刷り込むことができます(通常販売しているものには、「更生保護法人 日本更生保護協会」と刷り込まれております。)。例年、50社以上の民間企業の方々にもこの刷り込みをご利用いただき、好評を得ております。是非ご活用ください。

なお、書体やカラーの指定がある場合は別途実費をいただくことがありますので、詳細は担当者までお問い合わせください。

2 送料・梱包料について  
10部以上お申し込みいただければ、送料・梱包料共に無料です。  
10部に満たない場合は、次表のとおりご負担いただきますので、ご了承ください。

部数	送料	梱包料	送料等合計
1部	200円	300円	500円
2部	340円	300円	640円
3～5部	550円	500円	1,050円
6～9部	800円	500円	1,300円

(欄外は別料金となります。)

3 申込み締め切りについて  
・刷込ご希望の場合 平成21年11月10日  
・その他 平成21年12月初旬  
\*申込み順に9月下旬から発送を開始いたしますので、納品日のご希望がございましたらその旨お知らせください。

(担当) 高梨・依田  
電話 03(3356)5721  
Fax 03(3356)7610

日 調 連 発 第 1 9 3 号  
平 成 2 1 年 1 0 月 1 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記識別情報通知書等に用いている証明書用紙のデザイン変更等について(お知らせ)

登記識別情報通知書のシールがはがれない事象が生じた場合の対処方法について、本年8月13日付け日調連発第143号及び同年9月1日付け日調連発第161号をもってお知らせしておりますところ、その対応策として、証明書用紙のデザインを変更することとした旨のお知らせが、下記の法務局ホームページに掲載されておりますのでお知らせします。

記

- ・法務局ホームページ：<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>
- ・登記識別情報通知書等に用いている証明書用紙のデザイン変更等については：  
[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tsuuchi-shoyoushihenkou\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tsuuchi-shoyoushihenkou_index.html)

# 会務日誌

	用 件	出席者	場 所
21. 7. 3	第2回ADR運営委員会 事前申請の打ち合わせ	相馬弁護士、宮下会 長、内山委員長、小 泉副委員長、各委員	松本勤労者 福祉センター
21. 7. 7	ADR委員会 事前申請	相馬弁護士、宮下会 長、内山委員長、小 泉副委員長、浅川委 員	法務省
21. 7. 8	会員研修 ①「土地家屋調査士の倫理と法的責任」 ②「離婚・相続の基本問題」 ③「伝達研修」	会員出席者 270名 講 師 相馬弁護士 説 明 業務研修部	松本県民文化会館
21. 7. 10	第3回理事会 ①各部会からの報告事項 ②各部会の協議事項 ③各部会の審議事項	正副会長、各部次 長、各理事、小池代 表監事	会 館
21. 7. 10	司法書士会との協議会	正副会長	会 館
21. 7. 12 21. 7. 13	第55回関プロ定例総会 ①平成20年度収支事業報告について ②平成21年度事業計画について ③平成21年度収支予算(案)について ④次期定例総会開催地について	小出名名誉会長、正副 会長、各部長、各次 長	ホテルニュー オータニ幕張
21. 7. 22	第1回関プロ研修委員会	芦澤副会長	国際能力開 発支援センター
21. 7. 22	第3回ADR運営委員会 ①法制部事前審査による修正について ②その他	相馬弁護士、宮下会 長、内山委員長、小 泉副委員長、各委員	会 館
21. 7. 23	Ⅷ系記念式典実行委員会、南牧村と打合せ	松本部長、北澤理事	南牧村役場
21. 7. 24	Ⅷ系記念式典実行委員会、公職協会との打合せ ①実行委員の役割分担 ②来賓への対応 ③祝賀会の進行 ④広報活動 ⑤観光、ゴルフ大会について ⑥その他	上島副会長、松本部 長、中塚次長、菅澤 次長、北澤理事、伊 藤理事、前田理事	会 館
21. 7. 24	公明党長野県連懇談会	小出長調政連会長、 上原幹事長、寺島支 部長	ホテル国際21
21. 7. 24	正副会長公職協会との協議会	正副会長、協会正副 理事長	会 館
21. 8. 4	第4回ADR運営委員会 ①法制部事前審査による修正について ②その他	相馬弁護士、宮下会 長、内山委員長、小 泉副委員長、各委員	松本支部
21. 8. 4	全調政連 ①衆議院選挙対応会議	小出長調政連会長、 上原幹事長	東京会

	用 件	出 席 者	場 所
21. 8. 7	第3回業務部会 ①会員研修について(7月8日の反省と今後の本会・支部研修会について) ②オンライン申請促進について ③CPDについて ④調測要領・93条調査報告書について ⑤境界鑑定委員会について ⑥測量技術研修会について ⑧長野会ホームページに関して	芦澤副会長、菅澤次長、養輪理事、海野理事、金田理事、丸山理事、佐藤理事	グレイスホテル
21. 8. 7	Ⅷ系原点標識設置記念祝賀会	正副会長、各部次長、各理事、各監事、事務局、出席者	グレイスホテル
21. 8. 8	Ⅷ系原点標識設置記念式典	正副会長、各部次長、各理事、各監事、事務局、出席者	式典会場 (南牧村)
21. 8. 12	第1回苦情処理委員会	宮下会長、上原委員、荒井委員、毛利委員、竹内委員、高橋委員、関委員	会 館
21. 8. 18	第2回総務部会 1. 報告事項 ① 関プロ親睦ゴルフ大会について ② 支部規則変更承認申請の回答について ③ 会員名簿掲載事項の変更内容の報告依頼について ④ その他 2. 協議事項 ① 就業規則改正について ② 職印証明書請求手続規程改正 ③ 会員名簿の様式について ④ 規程改正の各担当理事の進捗状況について ⑤ 理事会議事録の会員への伝達内容について ⑥ その他	上原副会長、荒井部長、前田理事、武井理事、竹内理事	会 館
21. 8. 18	第2回財務部会 ①旅費規程・別表の再見直し ②各部会の協議事項 ③各部会の審議事項 ④その他	会長、上島副会長、中塚次長	会 館
21. 8. 18	ADRセンター 相談	征矢弁護士、成田調停員	松 本
21. 8. 20	ADRセンター 相談	柳沢弁護士、岩崎調停員	会 館
21. 8. 27	第4回正副会長会議 ①第4回理事会議案について ②その他	正副会長	会 館
21. 8. 31	IT委員会、広報部合同会議 ①ホームページについて ・リニューアルについて ・管理、更新について ・ブログ作成等役員研修について 各部、境界情報管理センター、その他の委員会 ②その他 本会会館の研修環境の充足についてその他	上島副会長、松本部長、北澤理事、伊藤藤理事、佐藤委員、一ノ瀬委員、宮崎委員	会 館

	用 件	出席者	場 所
21. 9. 1	第2回綱紀委員会 ①綱紀委員会の任務と役割について ②会員の件、苦情処理委員会の照会について	小泉委員長、井口副委員長、市川委員、宮下委員、中川委員、井出委員、深澤委員	会 館
21. 9. 4	第4回理事会 1. 報告事項  2. 協議事項 ①会計規程諸様式について ②オンライン促進委員会の委員選任について ③CPDのガイドラインについて ④各部及び各委員会のプログ担当者について ⑤無料相談会へ本会参加のについて (法テラス、司法書士相談会等)  3. 審議事項 ①就業規則の変更について ②旅費規程の変更について ③境界鑑定委員の選任について ④ホームページリニューアルに伴う、会員名簿記載事項について ⑤「ADRセンター」規則の変更について (関連規程等の変更を含む) ⑥境界鑑定委員会規程変更について	正副会長、各部次長、各理事、各監事、ADR小泉副委員長	会 館
21. 9. 7	第5回ADR運営委員会 ①法制部事前審査による修正について ②その他	相馬弁護士、宮下会長、内山委員長、小泉副委員長、各委員	会 館
21. 9. 12	小出國正氏黄綬褒章を祝う会	会長他	メルパルク長野
21. 9. 17	長野地方法務局評価委員会	上原副会長	長野地方法務局
21. 9. 25	綱紀委員会(小委員会) ①第2回綱紀委員会の付託事件について	小泉委員長、井口副委員長、中川委員、井出委員	会 館
21. 9. 25	会報編集委員会 ①会報発行、秋号編集について	上島副会長、松本広報部長、北澤・伊藤理事、小池・品田会報編集委員	会 館
21. 9. 26 27	関プロ第30期新人研修会	新人会員8名 会長、芦澤副会長(関プロ委員)	OVTA (海浜幕張)
21. 9. 30	一日合同行政相談 長野支部 全相談数 171件 調査士業務関係 14件	岩崎清人会員、松澤光一郎会員	ながの東急 シェルシェ

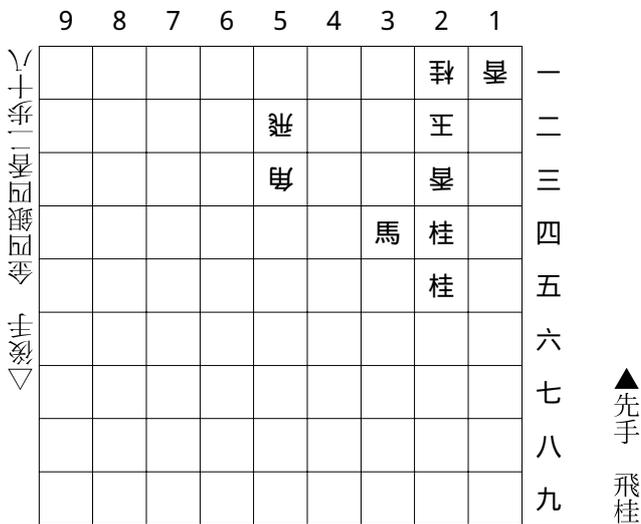
俳句

長野支部 武田代栄

低気圧動かぬ空の夏涼し  
 原点の石碑除幕や夏花火  
 独り居の夜に数える夏の雨  
 語りたき友はるかなり秋の雨  
 村境木立の懺り秋祭り  
 秋風に身を沈める露天風呂  
 すっぼりと北信五岳秋の雨

詰将棋

今回の詰将棋の問題図



【ヒント】  
 最後は4枚の桂が玉を仕留めます。

解答は40ページにて掲載  
 (長野支部 北原匡尚)



## 編集後記

この度、編集委員の委嘱を受けました長野支部の品田です。不慣れではありますが、精一杯努めさせていただきます。自身、文才があるわけでも、ボキャブラリーが豊富なわけでも、はたまた校正時必要な注意があるわけでもありませんが、少しでも多くの皆様が心待ちに出来る様な会報を目指して行くつもりです。先輩方のご指導ご鞭撻を心より期待しておりますので、皆様どうぞ宜しくお願いいたします。

会報編集委員 品田尚志

「酒井法子」この名前を知らない人はいないほど有名になってしまった、逮捕された後も1週間に1回は名前を目にする。

私が覚せい剤取締法違反で逮捕されたとしても新聞の隅に小さく書かれるかどうかだろう。芸能人は社会に与える影響が大きいため警察も

捜査に力をいれているのだろうが酒井被告のために芸能人の大半が薬物に汚染されているように思われてしまう。

土地家屋調査士も同様情報公開制度により土地家屋調査士法42条及び43条該当会員はホームページに公開されている。これにより全国の土地家屋調査士会の会員情報がわかる。特に東京会のホームページでは処分の事実、処分の理由が詳細に公開されている。これを見た市民はどう思うであろうか、大半の土地家屋調査士が同様な行為を行っているように思われかねない。

今年度は日調連の定時総会で倫理規定が議決され、来年度は長野会でも議題に上げられるであろう。

「会報ながの」の表紙の裏には土地家屋調査士倫理要領が掲載されており、定期総会でも斉唱する、1 使命 2 公正 3 研鑽 は心に刻む6文字である。

会報編集委員 伊藤正彦

### 詰将棋の解答と解説

#### 【解答】

3三馬、同桂、3四桂、3一玉、2一飛、同玉、3三桂不成、3一玉、4三桂まで9手詰め。

#### 【解説】

初手はいきなり 3三馬と捨ててしまいます。これに対して 3一玉は 5一飛 同飛 3二馬または 5一飛 4一香 4三桂で早く詰みますから 同桂の一手です。3手目は3四桂です。馬をいきなり捨てたのは、この 3四桂が打ちたかったのです。同じようでも初手に 4四馬と捨てるのは以下 同角 3四桂 3一玉 3二飛 4一玉で逃げられてしまいます。5手目に 2一飛と捨て 同玉に桂を取りながら 3三桂不成と攻めます。

再度の 3一玉に今取った桂を 4三桂と打つとあら不思議、玉の逃げ場が全くありません。将棋盤と駒が手近にある方はぜひ並べて見て下さい。

実戦には、まず現れない形なのできっと感動すると思います。

### 会報ながの第176号

平成21年10月20日発行

発行 長野県土地家屋調査士会  
会長 宮下照也

〒380-0872  
長野市大字南長野妻科399-2  
TEL 026(232)4566  
FAX 026(232)4601

編集者 広報部

URL <http://nlb.or.jp>

印刷 中央プリント(株)

E-Mail [naganolb@nlb.or.jp](mailto:naganolb@nlb.or.jp)